

信用分野ガイドライン見直しに対する意見記入様式	
1. 【必須】氏名(ふりがな)	
	安田 美穂 (やすだ みほ)
2. 【必須】連絡先	
	電話番号【必須】:03-3433-7358 FAX番号:03-3433-8454 電子メールアドレス:myasuda@accj.or.jp
3. 【必須】職業又は所属団体名(注:略称ではなく、正式名称を御記入ください。)	
	在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース 日本政府関連業務担当マネジャー
4. 【必須】見直しの意見箇所(記入例:「Ⅱ 2. (1)①利用目的の特定」について)	
	Ⅱ 2. (1)③、「利用目的の制限」について
5. 意見箇所の修正案(具体的な修正案がある場合は御記入ください。)	
	本人の同意が得られた場合には、信用分野及び個人信用情報機関の個人情報取扱事業者が本人の支払能力に関連する情報を、支払能力の調査以外の目的のために利用することができるよう、この規定を明確にするように求めます。
6. 【必須】意見の概要及び理由(100字以内を目途に記載してください。)	
	[上記を参照して下さい]
7. 意見の内容、理由	
	<p>この規定は、消費者のプライバシーの保護の上で合理的な根拠なく、個人情報の適法な商業的利用を過度に制約するものと思われます。かかる制約はプライバシーを保護する上で不必要であると共に、ポートフォリオ・ベースで信用リスクを評価するためのより強力な方法を創出したり、過度な貸付けについての懸念を軽減したり、さらに顧客が合意した場合に商品及びサービスの申し入れを行う等の、適法な商業目的のために信用情報を利用することを抑制する大きなリスクをおかすものです。</p> <p>例えば、米国の金融サービス会社では、個人信用情報機関から得られた情報及び顧客のアカウント情報等のその他の情報は、顧客にとってどのような製品及びサービスが必要又は適当であるかを判断する上で役立つ「行動スコア」の開発及び予備的評価のために用いられます。同意が得られた場合に他の用途に利用することが明確に許可されるようこの規定が改正されない場合、かかる一般的な会社の行為及び慣習でさえも禁止されることになるでしょう。</p> <p>規制緩和と成長を推進する国の政策に鑑みれば、顧客に対する新たなかつ/又は適当な商品の提供を促し、競争的で活発な市場を促進するために、商取引において情報を利用することは、かかる利用が本人の同意を得られる限り、推奨されるべきものです。</p>

信用分野ガイドライン見直しに対する意見記入様式

1. 【必須】氏名(ふりがな)

安田 美穂 (やすだ みほ)

2. 【必須】連絡先

電話番号【必須】:03-3433-7358

FAX番号:03-3433-8454

電子メールアドレス:myasuda@accj.or.jp

3. 【必須】職業又は所属団体名(注:略称ではなく、正式名称を御記入ください。)

在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース

日本政府関連業務担当マネジャー

4. 【必須】見直しの意見箇所(記入例:「Ⅱ 2. (1)①利用目的の特定」について)

Ⅱ 2. (2)③ 「直接書面等による取得」について

5. 意見箇所の修正案(具体的な修正案がある場合は御記入ください。)

個人情報の保護に関する法律(以下、「基本法」という)の第18条2項では、個人情報取扱事業者から文書で直接取得した個人情報の利用目的について、本人に対して、事前通知を与えることを求めています。しかしながら、この規定では、個人情報取扱事業者に対して、かかる状況において同意を得ることをも要求しています。当方は、本人に対する利用目的についての事前通知のみがに基づき要求されることを明確にし、この規定から本人の同意を取得する旨の要件を削除することを求めています。

6. 【必須】意見の概要及び理由(100字以内を目途に記載してください。)

[上記を参照して下さい]

7. 意見の内容、理由

基本法では本人の同意を得ることが要求されていないため、かかる要件を削除するべきである。

信用分野ガイドライン見直しに対する意見記入様式

1. 【必須】氏名(ふりがな)

安田 美穂 (やすだ みほ)

2. 【必須】連絡先

電話番号【必須】:03-3433-7358

FAX番号:03-3433-8454

電子メールアドレス:myasuda@accj.or.jp

3. 【必須】職業又は所属団体名(注:略称ではなく、正式名称を御記入ください。)

在日米国商工会議所 プライバシー・タスクフォース

日本政府関連業務担当マネジャー

4. 【必須】見直しの意見箇所(記入例:「Ⅱ 2. (1)①利用目的の特定」について)

Ⅱ 2. (4)① 「第三者への提供」について

5. 意見箇所の修正案(具体的な修正案がある場合は御記入ください。)

このセクションでは、個人情報個人信用情報機関と共有することについてのオプトイン同意が要求されています。個人信用情報機関は、顧客情報の共同利用者とみなし、情報を共有する団体についての明確な開示を顧客に要求するべきであって、基本法で要求されていないオプトイン同意の要件をさらに課すべきではありません。

6. 【必須】意見の概要及び理由(100字以内を目途に記載してください。)

[上記を参照して下さい]

7. 意見の内容、理由

基本法では、個人情報を個人信用情報機関と共有できるようオプトイン同意を得るように要請してはなりません。一方オプトアウト同意は、個人情報を個人信用情報機関と共有するために適当な仕組みではありません。何故なら、これにより、信用不良の個人が個人信用情報機関及びその会員とのかかる情報の共有を防止できるからです。しかしながら、オプトイン同意を要請することによってこの問題に対処できるわけでもありません。信用不良の個人は依然として、個人信用情報機関とのかかる情報の共有を防止できるからです。(個人がかかる共有を禁止できるタイミングだけが異なります。)

過度な貸付けに反対する国の政策に鑑み(例えば、貸金業規制法の第 13 条)、信用業における個人情報取扱事業者は、基本法の第 23 条第 4 項第 3 号に基づき、個人信用情報機関を「共同利用者」として扱い、基本法の定めるところにより、共同利用並びに共同して利用される個人情報の項目、当該個人情報を共同して利用する個人信用情報機関及び会員の名称、共同して利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は役職について、あらかじめ本人に詳細な通知を交付されるようにすべきです。この方法によって、信用不良の個人が否定的な情報の共有を防止するという問題を回避できると共に、消費者に対して、その個人情報がいかに利用されるかについての十分な情報を提供しなければならないという必要性を充足させることができます。